

(業務名称) 契約・派遣制度に関する外部機関等調査及びコンサルティング業務

(公告/公示日：2022年5月19日/調達管理番号：22a00196) について、質問及びその質問に対する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長 (契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.9	改革の目的	「グローバルアジェンダやクラスター単位での事業マネジメントや、国際機関・革新的な技術を有するベンチャー企業・特定のノウハウを持つ大学教員との契約・派遣など、現行の制度や方法では対応が難しい事例」とあります。これらの事例を経験した他社との公平性の観点から、各事例における難しさの内容を例示いただくことは可能でしょうか	JICAでは、構造的に変わりつつある内外の事業環境をふまえ、目的・目標及び重点取組（グローバルアジェンダ、クラスター事業戦略）の設定を行い、包括的な事業マネジメントを行うことで、その効果を最大限に発揮していこうという取組を行っています。 公共調達の競争性・透明性・公正性という原則は遵守しつつも、複数案件まとめた契約、非定型的な契約、共創的な連携方法など、最大の効果を発揮していくための適正な契約の規模（単位）や調達方法を検討する必要があり、これらが従来の契約とは異なる難しい点だと認識しています。
2	P.10	第2 仕様書2. 業務の内容 (1)	フェーズ1について、他機関等の実態調査はデスク調査を想定していますか。それともヒアリング等を想定していますか。 デスク調査の場合、公表事項からは必要な情報を把握することができない可能性があります。 一方で、ヒアリング等の場合、ヒアリング先、内容、日程調整等に時間がとられ、9月下旬想定の実果物納品が困難となる可能性があると考えます。	受注者には受注決定後にJICAが想定している調査について説明する予定ですが、現時点では、①JICAより提供する資料、②Web等の公開情報、③ヒアリングでの調査を想定しています。必要に応じフェーズ2での追加的な調査も想定していますので、フェーズ1においては、限られた時間の中で改革の方策（大まかな実装化の方針）を検討する上で必要な調査に絞った上で、ヒアリングが必要であればヒアリングも含めて実施いただくことを想定しています。
3	P.10	第2 仕様書2. 業務の内容 (1)	他の省庁や他法人の調査において、調査項目ごとに想定している、若しくは必須とする機関、法人はありますでしょうか。	調査項目により想定される調査対象機関は異なりますが、国土交通省等の省庁の他、他の独立行政法人、国立研究開発法人、国際援助機関等を想定しています。具体的な調査対象は契約締結後にJICAと協議の上、決定します。
4	P.10	第2 仕様書2. 業務の内容 (2)	フェーズ2において、システム導入や改修など事務改善に予算を要することも考えられますが、そのような改善の提案も想定されているのでしょうか。 その場合、フェーズ2で、システム導入や改修などまで行う提案もあり得るのか、また、その予算は確保できるものなのかご教示ください。	実装化の方針を受注者とJICA双方ですり合わせの上、システム導入や改修が必要と考えられる場合には、本業務とは別途調達を行うこととなります。なお、システムについては既に導入していたり、改修が進んでいるものもあり、それらを踏まえた改善提案を期待します。予算が確保できるか否かについては内容及び予算規模によります。
5	P.11	第2 仕様書4. 業務実施上の留意点 (2)	4. 業務実施上の留意点 (2) に記載されている、JICAにてすでに取り組みされている改革に向けた関係課レベルでの検討・取組内容について、仕様書別紙1、2以外の事項で参考になる情報があればご教示ください。	現時点では、仕様書別紙1、2以外の点についてお示しできる情報はありません。 契約締結後、受注者に対しては仕様書別紙1、2に記載しているようなJICA内部での取り組み状況の詳細をご説明します。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
6	P.17	第2 仕様書別紙1 脚注9	別紙1 脚注9に記載されている随意契約基準引き上げの経緯（法人外からの要請によるものなのかどうか、など）についてご教示ください。	現時点でお示しできる情報はありますが、契約締結後、JICAの契約・派遣制度やその運用に関しての実態調査を行って頂け、これまでの経緯に係る情報も受注者に共有する予定です。
7	P.17	第2 仕様書別紙1 4(1)3)	別紙1 4(1)3)で前金払、概算払の扱いが調査項目に挙げられていますが、前金払、概算払について、貴機構において認識している具体的な課題をご教示ください。	別紙1 4(1)3)に記載のとおり、草の根技術協力においては原則は事後精算払ですが、前金払及び概算払は例外的に受注者の資金繰りを考慮し、一部契約で導入している制度です。他方、財政基盤が脆弱な団体との契約において前金払や概算払を行うことは一定のリスクもあるため、受注者の資金繰りへの配慮とリスクのバランスにおいて、より望ましい方法があれば検討したいと考えている次第です。 また、契約全般にわたって、支払全般の簡素化の検討を行う必要があると考えており、契約締結後に具体的な対応について相談させていただきます。
8	P.21	第2 仕様書別紙1 4(3)2)	工事関連契約のガイドライン設定とありますが、建築系の専門家の監修は想定していますか。また、どの程度のガイドラインを想定しているのでしょうか。	JICAでは、調達適正化の取組の一環として、主に外部有識者からなる「契約監視委員会」を設置しており、JICAの契約制度や個別の案件に関し、点検・審議を行っています。 (https://www.jica.go.jp/announce/proper/index.html)。 委員には公共工事に関する有識者もいますので、必要に応じ、助言を得ることを想定しています。なお、内容としては、公共工事を多く実施する国土交通省や自治体等が策定しているガイドラインを参照し、JICA向けに修正を加えて整備することを想定しています。
9	P.22	直接経費に関する調査	直接経費の調査については、最終的な価格の決定者は貴機構であると理解してよろしいか（受注者はあくまでその意思決定に資する情報を収集するという理解）	ご理解のとおりです。
10	P.23	直接経費に関する調査	「今後の単価アップデートも踏まえ、現実的な方法を検討する」とありますが、その際にはまた外部のコンサルタントを活用することを想定しているか、もしくは貴機構内部でできるような方法がほしいか、現時点でのお考えがあればご教示ください	当機構内部でアップデートできる方法を想定しています。
11	P.23	調査方法	③受注者の海外ネットワーク等について、p4で「再委託は禁止」とありますが、現地または国内再委託等によりネットワークをもつ事業者と連携することは可能でしょうか	業務全般にわたる再委託は禁止していますが、JICAの承諾のもと、必要な業務に限って再委託することは可能です。 一部業務の再委託を想定している場合は、プロポーザルにその旨記載してください。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
12	P. 23	第2 仕様書別紙2 1. (11)の調査方法	P4 競争参加資格(3)では、再委託は原則禁止とされています。一方で、当該調査方法では、海外ネットワーク等を通じた調査や、現地業者へのヒアリングなどが想定されています。海外拠点への委託、支払いが発生することが想定されますが、どのように取り扱えば良いでしょうか。	業務全般にわたる再委託は禁止していますが、JICAの承諾のもと、必要な業務に限って再委託することは可能です。一部業務の再委託を想定している場合は、プロポーザルにその旨記載してください。
13	P. 23	第2 仕様書別紙2 1. (11)の調査方法	調査方法①で、複数現地業者への直接ヒアリングが想定されています。一方で、P22では、海外での現地調査(渡航)は想定していないとの記述もあります。オンライン会議等、渡航を行わない形でのヒアリングを想定されているという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおり、海外渡航は想定していません。記載している方法はあくまでもJICAの想定ですが、「ヒアリング」と記載した点については主にメール、FAX、オンライン会議等でのやり取りを想定したものです。
14	P. 23	第2 仕様書別紙2 3. 留意事項	別紙2の3. 留意事項に、会計検査院等からの指摘や質問に対し、制度の妥当性や制度改定の結果生じる経費の妥当性について十分説明しきれることが重要とあります。本業務で提示する改革の方向性の提示にあたり、これら外部の指摘等に配慮する必要があるという理解で良いでしょうか。その場合、過去の具体的な指摘等は貴機構から提示いただけるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。業務開始後に、まずJICAの制度に関する調査を実施いただきますが、その際にこれまで会計検査院や財務省等からJICAが受けた指摘についてJICAより説明します。これらを踏まえ、JICAの現在の制度の成り立ちをご理解いただいた上で、具体的な改革の検討に着手いただく必要があると考えています。
15	P. 23	留意事項	調達・派遣制度については、会計検査院や財務省、外務省等、貴機構以外のステークホルダーの承認が必要となる場合が想定されるが、そのようなステークホルダーとのやり取りは貴機構が行うと想定し、受注者は直接行わない、という理解であっていただけますでしょうか。	新たな制度等について、会計検査院、財務省、外務省との調整が必要な場合には、JICAが対応します。ただし、JICA内部の他部署やフェーズ1における調査で省庁へのヒアリングが必要となった場合には、受注者による説明や同席も想定しています。
16	P. 24	表紙の様式について	本件は国内調達ですが、プロポーザルの表紙は、どの様式を使えばよろしいでしょうか。プロポーザル作成ガイドライン(2022年4月改訂版)の様式1-1、2-1については海外調達向けですので確認させてください。	国内調達の場合には、当機構HPに掲載の下記サイトより、「プロポーザル及び見積書の提出について」の書式をご活用ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html
17	P. 24	書類授受について	本調達の見積金額については電子入札システム経由での提出は不要でしょうか、念のため確認させてください。	本案件の選定方式は「企画競争」のため、電子入札システムでのご提出は不要となります。企画競争説明書P5に記載の方法でご提出ください。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
18	P. 25	評価表（評価項目一覧表） 2. 業務の実施方針等	「業務の実施方針等に関する記述は20ページ以内とする。」とありますが、「2. 業務の実施方針等」全体で20ページということ間違いはないでしょうか。あるいは、業務実施の基本方針（留意点）・方法、および（2）改革後のあるべき姿についての「仮説」の内容の合計で20ページという意味でしょうか。 （3）業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）、（4）業務実施スケジュールを含めて20ページというのは紙幅として不十分のように感じており、ご再考いただければ大変ありがたいです。	「2. 業務の実施方針等（（1）～（4））」全体で20ページ以内とさせていただきます。
19	P. 25	評価表（評価項目一覧表） 3. 業務総括者及び主な業務従事者の経験・能力	プロポーザルにおいて、業務総括者、主な業務従事者以外のチームメンバーの経験・能力はどのように評価されますか？	2. 業務の実施方針等の（3）業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）において、チーム全体の体制として評価させていただきます。
20	P. 26	第4 見積書作成（1）2）	フェーズ2における業務従事者ごとの日額の報酬単価は、受託者が設定する単価という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。全体の上限額内に収まるよう、適切に設定いただければ結構です。